

高年齢労働者の 労働災害をなくそう!!

労働災害による休業4日以上之死傷者数のうち、**高年齢労働者(60歳以上の労働者)**が占める割合は、近年増加傾向にあります。

今後、高齢者の雇用確保・戦力化などにより労働者の高年齢化が一層進むものと予測され、**高年齢労働者の労働災害を防止すること**、すなわち

**職場の安全を確保することは
最も重要な課題の一つ**

といえます。

高年齢労働者の労働災害を事故の型別にみると、**転倒災害**の占める割合が高くなっています。

これは加齢による筋力や平衡感覚、視力の低下などが考えられます。

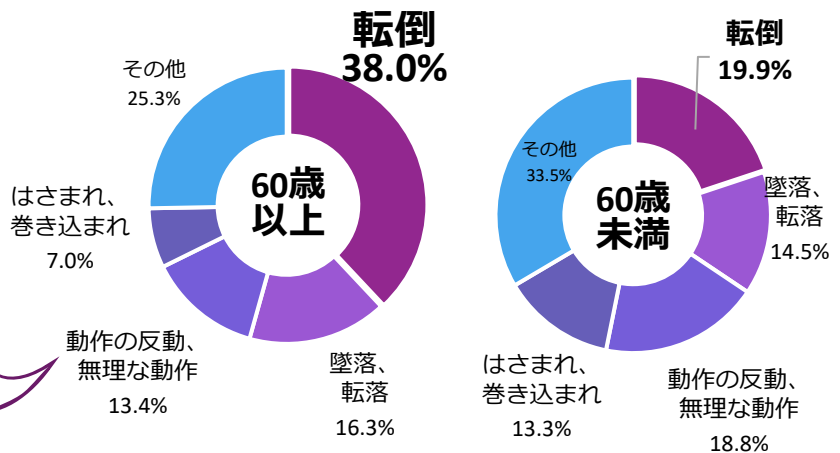


図-1,2 年代別事故の型別労働災害発生状況(令和6年) (出典：労働者死傷病報告)

転倒災害を男女別にみると、女性の高年齢労働者の割合が高くなっています。

一般的に女性は、男性より筋肉量や骨量が少ないとされ、転倒によるケガのリスクが高くなっています。

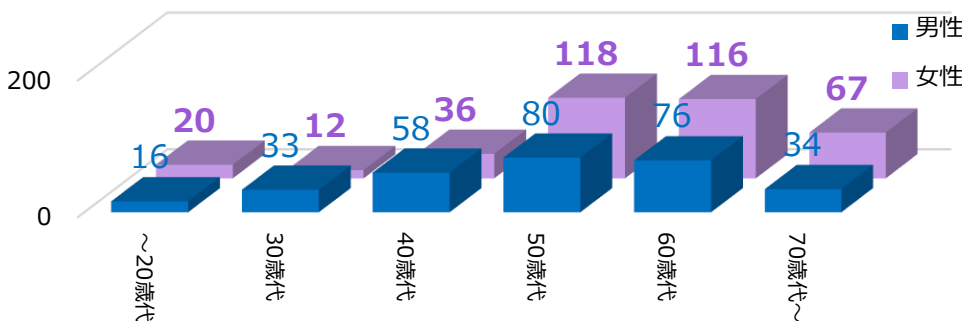


図-3 男女別年代別転倒災害発生状況(令和6年) (出典：労働者死傷病報告)



「エイジフレンドリーガイドライン」について

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



ガイドラインの全文はコチラ(PDF)

事業者求められる事項

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

労働者に求められる事項

- ・自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む
- ・自らの身体機能の変化が労働災害 リスクにつながり得ることを理解する

※ **令和8年4月より高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施について事業者の努力義務とする法律が施行されます。**



法改正の概要等はコチラ(HP)

「エイジアクション100」について

高年齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用して、職場の課題を洗い出し、改善に向けての取組を進めるための「職場改善ツール」です。（中央労働災害防止協会 作成）

詳しくはコチラ ▯ 「エイジアクション100」特設サイト（中災防）
<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/ageaction100.html>



厚生労働省ホームページ

「高年齢労働者の安全衛生対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

